期高齢者医療保険料の確 定申告用納付証明書の交 康保険税 及び後

(町民税務課)

税務課までお問い合わせくださ として確定申告される場合に添 ている方が対象となります。窓 書、口座振替)により納付され 保険税(料)を普通徴収 者医療保険料を社会保険料控除 口に取りに来られない方は町民 て交付します。この証明書は する証明書を町民税務課窓口 国民健康保険税及び後期高齢 (納付

せん。 方は証明書の添付は必要ありま なお、 役場で確定申告される

○交付場所

町民税務課 税務G(③窓 П

交付時間

分まで(土・日・祝日を除く) 午前8時3分から午後5 時 15

お問い合わせ

税務G (内線253)

方

|期高齢者医療保険料の 付方法は選択できます 国民健康保険税及び

民税務課

い医 は、 .療保険料の年金からのお支払 国民健康保険税・後期高齢者 口座振替へ切り替えるこ

とができます。

国民健

月から口座振替によりお支払い きます。 替のご依頼がお済みでない場合 ただくことになります。 金 ますと、平成24年4月分の からの支払いが中止され、7 1月31日火までに手続きをさ 併せて手続きをしていただ 口座振 年

取

れます。

降の年金から中止されます。 ※すでに変更の申し出をされて 続きをされた場合は、6月分以 いる方の手続きは不要です。 また、 前述の期限を過ぎて手

○お問い合わせ

税務G(内線253)

は ありませんか 年金の請求をお忘れで

町民税務課

方はお早めに相談ください。 ○年金の加入期間が25年未満の す。次の内容に心当たりのある 方で請求されていない方がいま 年金を受け取ることができる

Ŕ 年金の加入期間が25年未満で 以上あれば年金が受け取れま カラ期間と合わせて25年

※カラ期間とは例えばサラリー うち、 で国民年金に任意加入してい マンの配偶者であった期間 昭和61年3月までの 間 0

> 期間が20年以上の場合は受け 生日が昭和27年4月1日 かった期間などです。 生まれで、厚生年金の加入

降に繰り下げている方 ○年金の受け取り開始を 66 歳

的には支払われません。 70歳になっても、年金は自

には、年金の請求が必要です。 年金の受け取りを始めるため

歳以上の方 ○厚生年金の加入期間のある65

さい。 「老齢厚生年金」と「老齢基礎 受け取っている方は、受け取 取れます。一方の年金だけを 年金」の2種類の年金が受け あらためて請求を行ってくだ っていない年金についても、

ください。 るまでに年金の請求を行って 繰下げている方は、70歳にな 一方の年金の受け取り開始を

受け取ろう」と思っている方 で、「65歳になってから年金を ○厚生年金の加入期間のある方

Ŕ は、 に対して支払われる「特別支 厚生年金の加入期間が1年以 求を行ってください。 給の老齢厚生年金」について 上あるなどの要件を満たす方 は ありませんので速やかに請 65歳になる前に請求して 金額が減らされること

以 \bigcirc

以

動

振 替で

町

利です。 持参のうえお手続ください ますので、 座のある金融機関で簡単にでき ら自動的に納税ができ、 共料金と同じように預金口座か 振替をご利用いただくと、 自動車税の納税について、 お申し込みは、 口座登録の印鑑をご 預金口 大変便 公

※特別支給の老齢厚生年金とは る老齢厚生年金です。 65歳前に受け取ることができ

60歳以上で会社にお勤めの方

を行ってください。 ている場合は、請求の手続き 年金を受け取る資格を満たし 会社にお勤めの方も、

給与の額などに応じて年金の とができます。 がありますが、全額停止の場 支払額の調整が行われる場合 合を除き、年金を受け取るこ

○お問い合わせ

ねんきんダイヤル 6700 - 1165(IP電話・PHSからは 03

■自動車 税の納税は口 民税務 座 課

お問い合わせ